

日本顎変形症学会認定医（口腔外科）制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本顎変形症学会（以下「本学会」という）は、顎変形症治療に関する十分な専門的知識と診療技能を有して診療の遂行にあたり、かつ、その学術研究および教育普及活動を行う歯科医師または医師を養成することにより顎変形症診療の質の向上と発展・普及を図り、もって国民の健康の増進に貢献することを目的として認定医（口腔外科）制度を設ける。

(認定と責務)

第2条 国民に安全で高度な顎変形症治療を提供することを目的に、本制度に基づく本学会認定医（以下、認定医という）、本学会認定指導医（以下、指導医という）、本学会認定研修施設（以下、研修施設という）の認定を行う。

認定医は、既に（公社）日本口腔外科学会の専門医資格専門医を有し、顎変形症の診断および治療に関して十分な学識、技術、経験を有し、矯正歯科医をはじめとする関連診療科と連携し、協議をしながら、安全で確実な外科的治療を実践することができることを必要条件とする。

指導医は、認定医取得後さらに研鑽を積み、各研修施設における顎変形症治療を統括する中心的役割を担い、また、所属する歯科医師または医師への教育と指導、認定医の育成を行うことによって、わが国の顎変形症診療の発展、向上に積極的に貢献する責務をもつ。

研修施設は、上記の目的を達するための顎変形症治療の実践の場として、十分な設備とスタッフを有し、診療・教育体制が構築されていることが求められ、研修環境の整備、充実を図り、臨床と学術研究の奨励に努めるものとする。

第2章 認定医制度委員会

(委員会の設置)

第3条 本学会は、前条の目的を達成するため、認定医制度委員会を置く。

2 委員長および副委員長は、理事長が理事または評議員の中から選出し、理事会の議を経て委嘱する。

3 委員会の構成および運営等は、別に定める認定医制度委員会規則による。

(業務)

第4条 認定医制度委員会は、この規則によって以下の業務を所掌するため認定医・指導医資格認定審査会、研修施設資格認定審査会を置く。

- 1) 認定医制度に関する諸問題を検討する。
- 2) 認定医（口腔外科）の認定および資格更新に関する審査を行う。
- 3) 指導医（口腔外科）の認定および資格更新に関する審査を行う。
- 4) 研修施設の認定および資格更新に関する審査を行う。
- 5) 認定医、指導医および研修施設の資格喪失ならびに認定取消に関する審査を行う。

- 6) 認定医制度細則および認定医制度内規等の改訂に関する審議を行う。
- 7) 関連学会との連絡および調整を行う。

第3章 認定医・指導医資格認定審査会

(組織)

第5条 認定医・指導医資格認定審査会（以下、認定審査会）の構成、委員の任期および選出方法等は、認定医制度委員会規則による。

(業務)

第6条 認定審査会は、認定医の資格認定の審査を行う。

2 認定審査会は、認定医の審査に関して、以下の業務を所掌する。

- 1) 研修実績の公示
- 2) 申請資格の審査
- 3) 認定試験の施行と評価判定
- 4) 申請資格審査および認定審査に必要な調査
- 5) その他、認定医等の認定業務に必要な事項

(業務)

第7条 認定審査会は、指導医の資格認定の審査を行う。

2 認定審査会は、指導医の審査に関して、以下の業務を所掌する。

- 1) 申請資格の審査
- 2) 評価判定
- 3) 申請資格審査および認定審査に必要な調査
- 4) その他、指導医等の認定業務に必要な事項

第4章 研修施設資格認定審査会

(組織)

第8条 研修施設資格認定審査会（以下、研修施設審査会という）の構成、委員の任期および選出方法等は、認定医制度委員会規則による。

(業務)

第9条 研修施設審査会は、本学会の定める研修カリキュラムに従った研修を行うための研修施設の資格認定の審査を行う。

2 研修施設審査会は、研修施設の審査に関して、以下の業務を所掌する。

- 1) 申請資格の審査
- 2) 認定審査
- 3) 申請資格審査および認定審査に必要な調査
- 4) その他、研修施設等の認定業務に必要な事項

第5章 認定医の申請資格

(申請資格)

第10条 認定医の認定を申請する者（以下、認定医申請者という）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- 1) 日本国の歯科医師または医師免許証を有し、良識ある人格を有する者
- 2) 5年以上継続して本学会会員であること
- 3) 歯科医師または医師の臨床研修修了後、本学会の定める研修施設において臨床研修期間を含み8年以上顎変形症に関する診療に従事していること
- 4) (公社)日本口腔外科学会の専門医資格を有すること
- 5) 認定医制度細則に定める研修実績、診療実績および論文業績を有すること

第6章 認定医の認定

(申請方法)

第11条 認定医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定審査会に提出しなければならない。

- 1) 認定医認定申請書
 - 2) 履歴書
 - 3) 歯科医師または医師免許証（写）
 - 4) 研修証明書および研修施設在籍（職）証明書
 - 5) 本学会会員証明書
 - 6) 研修実績報告書
 - 7) 診療実績報告書
 - 8) 論文業績目録および業績
 - 9) 本学会が必要と判断した証明書
 - 10) (公社)日本口腔外科学会の専門医認定証（写）
 - 11) 審査料 郵便振替払込請求書兼受領証(写)
- 2 認定審査会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

(審査ならびに認定)

第12条 認定医の審査は、申請書類および試験によって行う。試験は筆記試験ならびに口頭試験を行うものとする。

2 認定審査は、各申請者について認定審査会が行い、認定医としての適否を判定し、その結果に基づいて認定医制度委員会が認定し、理事会に答申して認定医資格の承認を得るものとする。

3 この規則に定めるものの他、認定医の資格審査ならびに認定方法等については別に定める。

(認定医制度細則)

(認定証の交付)

第 13 条 本学会は、所定の登録手続を完了した認定医申請者を本学会認定医（口腔外科）として登録し、認定証を交付する。

2 認定証の有効期間は、交付の日から 5 年とする。

第 7 章 指導医の申請資格

（申請資格）

第 14 条 指導医の認定を申請する者（以下、指導医申請者という）は、次の各号に定めるすべての条件を要する。

- 1) 認定医を指導し、顎変形症治療の発展と向上に資する者
- 2) 顎変形症に関する診療、教育および研究の指導を行うことのできる資質を有する者
- 3) 10 年以上継続して本学会会員であること
- 4) 歯科医師または医師の臨床研修修了後、研修施設において通算 10 年以上、顎変形症に関する診療に従事していること
- 5) 本学会認定医取得後 3 年以上、顎変形症に関する診療に従事していること
- 6) 認定医制度細則に定める診療実績および論文業績を有すること
- 7) 認定証の有効期間は、交付の日から 5 年とする。

第 8 章 指導医の認定

（申請方法）

第 15 条 指導医申請者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、認定審査会に提出しなければならない。

- 1) 指導医認定申請書
- 2) 履歴書
- 3) 本学会認定医認定証（写）
- 4) 研修施設在籍（職）証明書
- 5) 本学会 10 年間継続会員証明書
- 6) 研修実績報告書
- 7) 診療実績報告書
- 8) 業績目録および業績
- 9) 小論文
- 10) 審査料 郵便振替払込請求書兼受領証(写)

2 指導医審査会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

（審査ならびに認定）

第 16 条 指導医の審査は、申請書類等で行うものとする。

2 認定審査は、各申請者について認定審査会が行い、指導医としての適否を判定し、その結果に基づいて認定医制度委員会が認定し、理事会に答申して指導医資格の承認を得るものとする。

る。

3 この規則に定めるものの他、指導医の資格審査ならびに認定方法等については別に定める。
(認定証の交付)

第 17 条 本学会は、所定の登録手続を完了した指導医申請者を本学会認定指導医（口腔外科）として登録し、認定証を交付する。

2 認定証の有効期間は、交付の日から 5 年とする。

第 9 章 研修施設の申請資格

(研修施設の申請資格)

第 18 条 研修施設の認定を申請する施設（以下、申請施設という）は、次の各号に定めるすべての条件を要する。

- 1) 施設開設後 1 年以上経過した顎変形症に関する治療部門を有し、顎変形症治療全般の研修が可能な施設であること
- 2) 本学会指導医が 1 名以上在籍し、十分な指導体制がとられていること
- 3) 研修カリキュラムに定められた顎変形症手術が年間 20 例以上行われていること
- 4) 教育行事の開催が定期的に行われていること
- 5) 公的病院に準ずる手術室、CT 装置、AED を含む救急救命器具を有すること
- 6) 顎口腔機能診断料算定の指定機関である矯正歯科との連携が行われていること

第 10 章 研修施設の認定

(研修施設の申請方法)

第 19 条 申請施設の代表者は、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、研修施設審査会に提出しなければならない。

- 1) 研修施設認定申請書
- 2) 研修施設内容説明書
- 3) 指導医の勤務証明書
- 4) 最近 5 年間の顎変形症診療実績調書
- 5) 矯正歯科との連携についての証明書
- 6) 審査料 郵便振替払込請求書兼受領証(写)

2 研修施設審査会は、必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

(審査ならびに認定)

第 20 条 研修施設の審査は、申請書類で行うものとする。

2 申請施設については、研修施設審査会が研修施設としての適否を判定し、その結果を認定医制度委員会に答申するものとする。

3 認定医制度委員会は、申請施設について答申内容を審議のうえ資格を認定し、理事会の承

認を得るものとする。

4 この規則に定めるものの他，研修施設の資格審査ならびに認定方法等については別に定める。

(認定証の交付)

第 21 条 本学会は，所定の登録手続を完了した申請施設を本学会認定研修施設として登録し，認定証を交付する。

2 認定証の有効期間は，交付の日から 5 年とする。

第 11 章 資格の更新

(更新義務)

第 22 条 認定医，指導医，研修施設は 5 年毎にその資格を更新しなければならない。

2 更新の申請方法，審査ならびに認定方法等については認定医制度細則に定める。

第 12 章 認定医、指導医の資格の喪失ならびに認定の取消

(事由)

第 23 条 認定医および指導医が次の事項に該当するとき，理事会の議を経て，認定を取り消す。

- 1) 正当な理由を付して認定医の資格を辞退したとき
- 2) 資格の更新を行わなかったとき
- 3) 歯科医師または医師の免許を取消されたとき
- 4) 本学会会員の資格を喪失したとき
- 5) 認定医，指導医としてふさわしくない行為があったとき
- 6) 申請書類等に重大な誤りや不正があったとき

2 認定医制度委員会は，会員が前項 5) または 6) に該当するとき，資格喪失の認定前に当該会員に対し，弁明の機会を与えるものとする。

3 前項 1), 2), 5) および 6) に該当する資格の喪失の適否については，認定医制度委員会の議を経なければならない。

(認定証の返還ならびに登録の抹消)

第 24 条 前条により認定を取り消された者は，速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。

2 本学会は認定証の返還後，登録を抹消する。

第 13 章 研修施設の認定取消

(事由)

第 25 条 研修施設が次の事項に該当するとき，認定医制度委員会ならびに理事会の議を経て，認定を取り消すか，保留を認めるものとする。

- 1) 指導医が1年を超えて不在の場合
- 2) 更新期日を超えて1年以内に更新を行わなかったとき
- 3) 申請書類等に重大な誤りや不正があったとき
- 4) その他、認定医制度委員会が研修施設としてふさわしくないと判定したとき
 - 2 認定医制度委員会は、研修施設が前項3)または4)に該当する場合、当該施設の代表者に対し、判定する前に弁明の機会を与えるものとする。
 - 3 この規則に定めるものの他、研修施設の認定取消し等については別に定める。
(認定証の返還ならびに登録の抹消)

第26条 前条により認定を取り消された研修施設の代表者は、速やかに本学会に認定証を返還しなければならない。

- 2 本学会は認定証の返還後、登録を抹消する。

第14章 補則

第27条 本規則は、201●年総会翌日から施行する。

第28条 本規則の第5章から第11章の規定は、201■年度以降の申請ならびに更新申請から適用する。

第29条 本規則施行前に認定医あるいは指導医の資格を取得しようとする者に対する資格取得の方法等については別に定める。

第30条 本規則の改訂は、理事会および評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。